

令和8年度「伊丹市介護度改善インセンティブ事業」実施の手引き

令和8年4月27日

伊丹市介護保険課

1. 本事業への参加申込み(5月14日(木)～6月10日(水))

以下の書類・電子データを市に提出してください。

①「伊丹市介護度改善インセンティブ事業参加同意書(様式第1号)」

利用者から参加同意を得たうえで、署名をいただいでください。

②「伊丹市介護度改善インセンティブ事業参加申込書(様式第2号)」

③「対象者割合確認表(様式第3号)」

④前年度の納税証明書

①④は書類を市に郵送または窓口にて提出してください。

②③は電子メールで市に提出してください。

提出いただいた参加申し込みの内容を審査し、市から参加決定通知を送付します。

2. ADL評価研修動画視聴(1回目のADL評価実施まで)

伊丹市介護度改善インセンティブ事業が公平・公正に実施されるよう、バーセルインデックスによるADL評価について、評価上の留意点等の共有を図ることを目的に研修動画を視聴してください。

市ホームページ「伊丹市介護度改善インセンティブ事業について」内にも動画リンクを掲載しております。

【研修動画】『バーセルインデックス(BI)の評価方法について』

URL:<https://www.youtube.com/watch?v=d4Sb83VgxPA>



研修動画視聴後、視聴が完了した者についての報告書「ADL評価研修動画視聴完了報告書(様式第5号)」を作成してください。

3. ADL評価(1回目)の実施(5月14日(木)～7月31日(金))

評価対象利用者の事前状況を評価するため、1回目のADL評価を実施してください。ADL評価は、利用者本人に確認を取りながら実施してください。

なお、1回目のADL評価は、参加決定通知の翌月末日までに実施することとしております。参加決定通知は6月末日までに送付予定ですので、1回目のADL評価は7月末日までに実施してください。

1回目のADL評価実施後、「伊丹市介護度改善インセンティブ事業事前状況評価報告書(様式第6号)」を作成してください。

4. 事前状況評価報告書・研修動画視聴完了報告書の提出(8月7日(金)まで)

評価対象利用者全員の1回目ADL評価実施後、以下の電子データを市に電子メールで提出してください。

- ①「ADL評価研修動画視聴完了報告書(様式第5号)」
- ②「伊丹市介護度改善インセンティブ事業事前状況評価報告書(様式第6号)」

5. 機能訓練等の実施(5月～1月の間で6か月)

目標とする状態像に向けて以下の点に配慮し、計画的に機能訓練等を行ってください。

- ・利用者が主体的に介護度の改善に取り組むことができる
- ・利用者が希望する生活の場面をイメージした具体的な目標を設定する
- ・居宅サービス計画の内容を踏まえる

評価期間中においても定期的にADL評価を行い、その評価結果を踏まえ、目標や訓練内容を見直すなど、介護度改善に向けた対応を行ってください。(1回目及び2回目以外の時期に実施されたADL評価結果は提出を要しません。)

6. ADL評価(2回目)の実施(10月14日(水)～1月31日(日))

評価対象利用者について、1回目のADL評価実施から5か月を経過した日以降で、6月目の月末又は1月末日のいずれか早い方までに、2回目のADL評価を実施してください。ADL評価は、利用者本人に確認を取りながら実施してください。

- 例)・6月10日(1回目)→11月10日～12月末日(2回目)
・7月31日(1回目)→12月31日～1月末日(2回目)

2回目のADL評価実施後、「伊丹市介護度改善インセンティブ事業改善状況評価報告書(様式第7号)」を作成してください。

7. 改善状況評価報告書・評価結果報告書の提出(2月5日(金)まで)

評価対象利用者全員の2回目ADL評価実施後、以下の電子データを市に電子メールで提出してください。

- ①「伊丹市介護度改善インセンティブ事業改善状況評価報告書(様式第7号)」
- ②「伊丹市介護度改善インセンティブ事業評価結果報告書(様式第8号)」

9. 表彰対象の事業所及び利用者の決定・通知(3月上旬の予定)

市は、提出された評価結果報告書等の内容を審査し、伊丹市介護度改善インセンティブ事業実施要綱第10条及び第11条に基づき、表彰対象となる事業所及び利用者を決定して通知します。

10. 表彰式の開催(3月頃の予定)

表彰対象として決定した事業者及び利用者表彰するため、3月頃を目途に表彰式を開催し、表彰状を授与します。

11. 報奨金の交付

報奨金交付決定を受けた事業所は、「伊丹市介護度改善インセンティブ事業報奨金交付請求書(様式第10号)」を3月末日までに市へ郵送または窓口にて提出してください。

12. その他

- ・表彰対象となった事業所の名称や評価結果の概要等については、市ホームページ等に掲載し、周知します。また、表彰対象とならなかった参加事業所についても、事業所の名称等を公表する予定です。
- ・改善割合の高かった事業所での取組について、お話をお伺いし、取組事例を公表する場合があります。介護度改善の好事例を共有することで、伊丹市全体の介護度改善に寄与することを目的としています。
- ・本事業は「ADL維持等加算」をモデルにした事業です。本事業の参加を通じて、ADL維持等加算の取得につなげていただきたいと思います。

13. 本事業に関するお問い合わせ

本事業に関する情報は、下記の市ホームページに随時掲載します。また、「よくある質問と回答」も同ページに掲載しますので、適宜ご参照ください。

○情報掲載

伊丹市ホームページ「伊丹市介護度改善インセンティブ事業について」

http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/KAIGO/KAIGO_ZIGYOSYA/48396.html



○お問い合わせ・電子メール提出先

伊丹市健康福祉部地域福祉室介護保険課

E-mail: kaigohoken@city.itami.lg.jp

電話: 072-784-8037